

特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金
(被災者支援団体への交通費補助事業) の募集 (第 1 回) について
(募集要項)

1. 事業の目的

近年、災害が激甚化・頻発化しており、また、首都直下地震や南海トラフ地震等の切迫性も高まっている。我が国においては大規模災害が発生した際に、行政のマンパワー・スキルだけで十分な被災者支援を担うことは困難であり、また、高齢化・過疎化が進むなかで被災者支援を量・質ともに充実させることが求められている。例えば、令和 6 年 1 月 1 日に石川県能登地方で発生した地震においては、多くの特定非営利活動法人や災害ボランティア団体等が被災地に駆けつけ、これらの被災者支援団体による避難所の運営支援や炊き出し、家屋保全、被災家屋の片付けなどの支援が実質的に公助の役割を担っていた事例が報告されている。

そこで、被災者支援活動費補助金事務局（以下、「事務局」という。）では、被災地に支援に駆けつける特定非営利活動法人や災害ボランティア団体等の交通費について支援する「特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金（被災者支援団体への交通費補助事業）（以下、「本事業」という。）」を実施する。本事業により、被災者支援活動の活性化を図り、災害時にきめ細やかな被災者支援が行われるとともに、主体的かつ継続的な被災者支援活動を通じて関係人口が創出され復興の後押しとなり、さらに被災地での支援経験は各地域における地域防災力の向上に還元されることが期待される。

2. 補助内容

(1) 補助金額

国庫補助基準額：申請 1 件当たりの上限額は 50 万円とする。

※ただし、本募集期間における 1 団体あたりの申請上限額は 200 万円とする。

(2) 補助対象団体

被災された方々や地域に対する救援、復旧のための支援活動、被災された方々が 2 次避難をされている地域等で被災者支援活動を行うボランティア団体等であり、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人、一般社団法人等であって、次の要件にあてはまる非営利活動団体（以下、「被災者支援団体」という。）を対象とする。

- (ア)国内に活動拠点を有し、被災者支援活動を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (イ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団ではないこと。
- (ウ)暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が所属していないこと。
- (エ)破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行

うおそれがある者ではないこと。

(オ) 団体の基本情報を開示することが可能であること。

(カ) 適切な会計処理及び管理ができる人材が確保できていること。

(キ) 団体が、その活動・事業から生じる利益を構成員に分配しないこと。

(ク) 本助成に応募することについて団体としての合意・決定が行われていること。

(ケ) 活動内容を内閣府防災ホームページ、SNS等により公開することを承諾すること。

(コ) 団体の目的や活動が、特定の政治・宗教を広げることが目的としていないこと、また市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力と関わりがないこと。

(サ) 本事業の活用のみを目的として設立された団体ではないこと。

本事業を円滑かつ適切に行うため、以下について応募書類において示すこと。

(ア) 5名以上で構成されている団体であること。

(イ) 対象期間中の活動人数が5名以上であること。

(ウ) 団体としての実態が確認できること。

(エ) 当該被災地の自治体、災害ボランティアセンター、社会福祉協議会、自治会・町内会、避難所、関係機関、被災地の自治体や社協と連携して活動中の特定非営利活動法人等との連携が図られていること。

(3) 補助対象期間

対象期間：令和7年4月1日（水）から令和8年2月27日（金）まで

(4) 補助対象活動

令和6年能登半島地震など、災害救助法が適用され、補助対象期間中にボランティアの受入れが行われている地域で被災者を支援する非営利活動を対象とする。対象となる「被災者支援活動」の詳細は以下の通り。なお、令和7年4月1日以降に実施し、採択前に終了した活動であっても支給の対象となる場合がある。

【活動例】

- ・被災地域での緊急支援活動（炊き出し、入浴支援、家屋の片付け、家財道具の運び出し、清掃等）
- ・被災者が2次避難をされている地域における生活支援等
- ・倒壊した家屋、施設等の片付け、引っ越しの手伝い等
- ・避難所、在宅避難などにおける生活支援、見守り、傾聴、相談支援等
- ・被災者の健康と衛生に関する活動等
- ・一時孤立した地域に対して物資を支援する活動
- ・その他、被災者の支援に資すると認められる活動

(5) 補助対象費用

(4) の対象活動へ参加するために発生する交通費を対象とする。対象となる経費の詳細は以下の通り。

(ア) 対象区間

出発地（国内に限る）から活動時に拠点とする場所までの往復の交通費。

(対象区間における10km以上の移動のみ対象とする)

(イ) 対象内容

活動拠点までの往復にかかる貸切バス代、車両レンタル費、ガソリン代、高速料金、鉄道・航空機、乗り合いバスによる移動に係る経費等を対象とする。ただし、目的地までの安全性、経済性を考慮したうえで、最も合理的に移動できる交通手段を優先して利用し、安価な割引料金等がある場合にはこれを単価とし、応募額として算定すること。

(ウ) 対象外費用

- ・ 宿泊費
 - ・ 物品購入
 - ・ 活動対象期間外の活動
 - ・ ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン席等の特別席・有料サービス等の費用
 - ・ 必要性が応募書類から読み取れない経費や、妥当性が応募趣旨に合わない経費
 - ・ 応募書類に積算の詳細（内訳）の記載がなく読み取れない経費
 - ・ 他の応募団体等と比較して均衡を失する経費
 - ・ 被災地の経済振興だけを目的とした活動にかかる経費
 - ・ 他地域等への視察・交流のみで活動を伴わない経費
 - ・ 各種手数料、キャンセル料（※天災等のやむを得ない事由を除く）
 - ・ 行政等の公的財源が見込まれる経費や、他の助成財団、補助金等により助成が決定している同一のもの、人への経費
- * 応募する活動と同じ活動で他の助成に応募している場合は、どのように経費を切り分けているか（期間、経費の内容等）を応募書類に記入すること。
- ・ レンタカー事業許可を得ていない法人・個人から借用した車両や重機に対して支払う費用
 - ・ 交付決定額を超える請求額
 - ・ 精算時に証憑資料の提出がなく、請求額の根拠が確認できない費用
 - ・ 交付決定時に補助対象外となった経費
 - ・ 事前打ち合わせや下見等対象期間外に係る費用
 - ・ その他、応募書類の審査の過程において不適切と判断された経費

3. 応募から決定

(1) 応募期間

第1回：令和7年4月16日（水）～令和7年5月16日（金）正午まで

* 第2回以降の応募期間については後日発表予定。

(2) 応募方法

申請システムにて提出とする。

(3) 応募書類

応募にあたっては (1) の期間内に事務局まで下表に示す資料を提出すること。

応募に必要な提出書類（その他根拠資料含む）	
応募書類 【別紙1】	・ 様式1（団体情報） ・ 団体としての実態を証明できる書類（団体の規約、設置要綱、会則、定款等） ・ 団体が被災者支援活動を遂行することができることを確認できる書類（前年度活動報告書、活動紹介パンフレット 等） ・ 様式2（活動概要） ・ 活動にあたって被災地の自治体、災害ボランティアセンター等の受入れ先団体と事前調整を行ったことを確認できる書類（受け入れ先団体とのメールなどでのやり取り、応募依頼文書 等） ・ 様式3（応募額） ・ 各単価の算出根拠を確認できる書類（見積書、料金表等が把握可能なHPのスクリーンショット、給油所のガソリン料金の情報が把握可能なURL等） ・ その他事務局が求める書類 ・ 様式4 活動メンバー報告書 ・ 活動メンバーの詳細が確認できるメンバー名を全員分記載 ・ 「活動グループ」には、様式2の移動計画でグループ化した番号を記載

（4）審査の流れ

補助対象団体決定のための審査は、「被災者支援団体交通費補助金審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。審査は、原則として本募集要領に基づき申請された応募書により審査委員会が採択候補をまとめる。なお、審査委員会の開催は6月中旬を予定している。事務局はこの審査委員会からの候補の提出を受けて、採択する補助対象団体を決定する。

（5）審査の基準

- ①応募書類から具体的な活動内容や出発地から到着地までの経路、及び、経費が読み取れる内容となっているか
- ②当該被災地に設置された災害ボランティアセンター等との連携や協働により活動が行われているか
- ③活動が本事業の趣旨に沿った内容になっており、被災者の支援に貢献する内容となっているか

（6）応募結果の通知

本事業の採択の可否、補助額は、事務局が設置する審査委員会において、（5）審査の基準にもとづく審査を行い、被災地のニーズや状況なども勘案のうえ決定する。補助対象とする団体は 令和7年6月下旬（予定）に内閣府ホームページにて公表、また、事務局より応募申請者全員に対し、可否の結果をシステムより送付する。

(7) 交付申請書の提出

合格の通知を受けた補助対象団体は特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金（被災者支援団体への交通費補助事業）交付規程（以下、「交付規程」という。）第7条第1項に基づく「交付申請書」を速やかに事務局まで提出すること。

(8) 交付決定及び交付決定の通知

事務局では、提出された交付申請書の内容を審査したうえで、交付規定第8条第1項に基づく交付決定、及び、同条第2項に基づく交付決定の通知を行う。

(9) 応募時における留意事項

本募集において不採択となった活動計画にのうち、令和7年5月17日（土）以降の活動は、次回以降の募集において、補助対象となる場合がある。

※令和7年5月16日（金）以前の活動は、第2回以降の応募の際には補助対象外となる。

(10) 提出期間における留意点

第1回募集の募集については、令和7年5月16日（木）までに応募書類が提出されており、かつ、令和7年5月23日（金）正午までにシステム上で承認が完了しているもののみ対象とする。募集終了時、提出書類に不備があった場合は認められない。

4. 活動の実施

交付決定の通知を受けた補助対象団体（以下、「補助事業者」という。）は、応募書類に記した計画に沿った活動を行うこと。また、実績報告書等の提出にあたっては、活動や支出の根拠が確認できる書類を提出する必要があることから、活動を行う前によく確認しておくこと。

5. 実績報告書等の提出

補助事業者は活動終了の日から起算して1週間を経過した日または、令和8年3月4日のいずれか早い期日までに下表に示す資料を事務局まで提出すること（既実施分については、交付決定通知時に提出期日を事務局よりメールにて連絡する。）。提出書類に不明瞭な点がある場合は、追加書類の提出や、書類の再提出が必要となる。また、活動報告書類等の作成に当たって必要となる活動中の写真（3枚以上／日）、活動証明書（応募申請時に事前調整を行った団体による活動証明書類）、証憑（請求に係るレシート、領収書等）等についてはその写しを提出するとともに、活動終了後の翌年度4月1日から5年間は適切に保管すること。

実績報告に必要な提出書類（その他根拠資料含む）	
1. 実績報告書	交付要綱（別記様式第 8 実績報告書）
2. 活動報告書類 【別紙 2】	・ 様式 1（団体情報） ・ 様式 2（活動報告） ・ 様式 3（活動写真等） ・ 活動中の写真（3 枚以上／日） ※うち一枚は活動メンバー全員が映っている写真にすること。 ・ 様式 4（請求） ・ 証憑（請求に係るレシート、領収書等） ・ 様式 5（活動証明書） ・ 応募申請時に事前調整を行った団体による活動証明書類 ・

6. 精算払請求書の提出

事務局では、提出のあった実績報告書等を審査のうえ、補助額の確定通知を行う。補助額の確定通知を受け取った補助事業者は交付要綱第16条第2項に基づく「精算払請求書」を速やかに事務局まで提出すること。補助金の交付は、精算払請求書に基づき令和8年3月末日までに行う予定。

7. 事業の実施に当たっての留意事項

- (1) 本補助金の財源は国の予算であり、補助事業者とされた場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」、交付要綱及び交付規程等に基づき、交付申請書や実績報告書等の作成・提出、経理や財産管理等を適切に行うこと。
- (2) 提出された応募書類は事務局において審査の資料として使用し、その他の目的には使用しない。
- (3) 本事業において作成された著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）等は本事務局に帰属する。
- (4) 団体名、補助確定金額、活動概要、活動中の写真等は内閣府ホームページ等で公表予定である。補助事業者は交付の申請をもって、これらの事項が無償で公表されることについて了承したものとする。
- (5) 本事業では交付決定額に基づく概算払いは行わない。
- (6) 本事業は原則として実費精算となるが、精算時に提出が必要な活動報告書等に記載されている金額が、交付決定額を超えることがないように留意すること。
- (7) 審査の結果、減額もしくは不採択となる場合があるため、特に交付決定前に活動を行う補助事業者については応募書類通りの金額が支給されない場合があることに留意すること。
- (8) 本補助金は同一の補助対象団体から複数応募することができる。ただし、応募する活動期間の重複がある場合、どちらかの申請が無効となる。また、本事業を多くの団体に活用いただくために、応募書類の審査の結果、減額もしくは不採択とする場合がある。
- (9) 交付決定通知後、特段の事由（天災の発生や受入れ側の事由等を想定）により大幅な計画変更が生じた場合は事務局と速やかに協議し、交付申請の変更を行うこと。
- (10) 領収書の取得にあたっては団体名義であること。ただし、団体名で領収書の取得ができない場合は個々の証憑資料が申請のあった団体と特定ができることを条件とする。
- (11) 精算時に提出される証憑資料等に基づき、交付額の確定を行うため、資料の提出がないなど請求の根拠が確認できない場合には交付額を報告額より減じるものとする。
- (12) 交付決定あるいは補助金の交付を受けていても、次の事項に該当する場合には、交付決定を取り消す、また、既に交付された補助金の返還を求めるとともに、加算金の納付、不正内容の公表、刑事告訴等の処分が科されることがある。

- ・活動が実施されない場合
- ・活動終了後の実績報告書等が提出されない場合
- ・実績報告書等に記載された活動が確認できない場合（根拠資料、証憑資料等の不備）
- ・内閣府ホームページ等への公表に協力が得られない場合
- ・事務局からの連絡に対応いただけない場合
- ・交付申請書、実績報告書等の提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・交付申請書と実績報告書等の整合が取れない場合
- ・補助金を目的以外/補助対象以外の活動に使用することや補助金を他団体へ分配することがあった場合
- ・団体の合意なく応募・活動を実施した/代表印・団体印を使用した場合（団体名義の不正使用）
- ・応募申請者が本事業への申請後、他の補助金等への重複申請を行ったことが発覚した場合や交付決定後、応募内容と異なる被災者支援を伴わない活動を行った場合、活動中にその他法令や条例、これらに基づく指示に違反等した場合
- ・その他、不適当と認められる内容があった場合

8. スケジュール

令和7年4月16日（水）～令和7年5月16日（金）正午まで	応募期間
令和7年6月中旬	審査委員会の開催
令和7年6月23日（月）ごろ	選定結果の通知（交付決定の通知） →交付申請書の提出
令和8年2月27日（金）	活動の補助対象期間終了
令和8年3月下旬ごろ	補助金額の確定通知 →精算払い請求書の提出 ⇒補助金の支払い

※第2回目以降の募集については順次ご案内予定。

※実績報告書等の提出日については、活動終了の日から起算して1週間を経過した日または、令和8年3月4日のいずれか早い期日までに下表に示す資料を事務局まで提出すること。

9. 問い合わせ先

【事務局】：被災者支援活動費補助金事務局

【TEL】：03-6630-7368（受付は原則、平日9:30～17:30）

【メール】：bousaihojo@jtb.com

※ 宛名は「ボラ補助金事務局担当者」宛とし、原則、メールにてお問合せください。
なお、お問い合わせにあたっては別紙1「応募書提出にあたっての留意事項について」をよく確認してください。